

# 大分市と九州電力株式会社大分支店と大分県信用組合との カーボンニュートラル等に係る包括連携協定書

大分市（以下、「甲」という。）と九州電力株式会社大分支店（以下、「乙」という。）と大分県信用組合（以下、「丙」という。）は、相互の連携を強化することについて、下記のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

記

## （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携により、大分市の「ゼロカーボンシティ」の取組の推進及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携、協力をを行うものとする。

- (1) カーボンニュートラルに向けた取組に関すること。
  - (2) 市民の安全、安心、豊かな暮らしに向けた取組に関すること。
  - (3) 事業者の環境経営（省エネ経営）に向けた取組に関すること。
- 2 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携、協力をを行うものとする。
- (1) 防災対策（BCP含む）の取組に関すること。
  - (2) 環境教育に関すること。
- 3 甲、乙及び丙は、前2項に掲げる事項のほか、三者が必要と認める事項について連携、協力をを行うものとする。

## （保有する情報の取扱い）

- 第3条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報は本協定の目的を達成するために必要な範囲においてのみ使用し、情報の保有者の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 甲、乙及び丙は、三者が保有する個人情報を三者間で共有する場合は、各々がその責任において、事前に当該本人からの承諾を得る等の必要な手続きを行うものとする。
- 3 本協定の有効期間終了後も第1項の規定は、なおその効力を有するものとする。

## （有効期間等）

- 第4条 本協定の期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも解除の申出がないときは、期間満了の翌日から起算して2年間継続することとし、以後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定期日の3か月前までに書面をもって本協定の締結者の全てに通知することにより本協定を解除できるものとする。

## （誓約事項等）

第5条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項について誓約する。

- (1) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下、同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力等を利用しないこと。
  - (3) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力に対して資金を提供又は融資する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
  - (4) 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
  - (5) 自己及び自己の役員が、自ら又は第三者を利用して、三者のうち自己以外の者の名誉や信用を毀損せず、業務を妨害しないこと。
- 2 甲、乙及び丙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、本協定の締結者に直ちに通知するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定の締結者のいずれかが第1項各号に違反した場合は、何らの通知を要せず、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定の締結者のいずれかが第1項各号に違反したことにより損害を被った場合、本条の規定に違反した者に対し、その損害について賠償を請求できるものとする。

## （協定の履行等）

第6条 甲、乙及び丙は、公序良俗・諸法令に則り誠意をもって本協定を履行するものとする。

2 本協定に定めのない事項は、その都度、甲、乙及び丙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保持するものとする。

2022年12月27日

甲 大分市  
大分市長

佐藤樹一郎



乙 九州電力株式会社大分支店  
執行役員支店長

中村直樹



丙 大分県信用組合  
理事長

吉野一考

